

韓国在留外国人[18才以上]に対する新型コロナワクチンの3回目[ブースター]接種についてのご案内

予防接種は、時間が経つにつれて効果が低下し、感染リスクが高まります。新型コロナは3回目の接種(ブースター接種)まで完了すると、基本接種をした時より感染及び重症化の予防効果が高くなります。最近、新型コロナの感染者のうち外国人の発生比率が高くなっている反面、外国人の3回目の接種率は自国民に比べて低く、韓国での安全な生活のために、必ず3回目の接種を受けてくださるようお願い致します。

国内または海外で基本接種を終えた18歳以上の外国人は、無料で3回目の接種(ブースター接種)を受けることができます。

○ 接種の時期

- 基本接種が完了してから3ヶ月(90日)が経過すると、3回目の接種を受けることができます。ヤンセンワクチンの接種者は2ヵ月(60日)が経過した後、2回目の接種(ブースター接種)を受けることができます。
 - * 基本接種：ファイザー、モデルナ、アストラゼネカは2回、ヤンセンは1回
- 基本接種の完了後、6ヶ月以内に3回目の接種を受けなければ防疫パスの有効期限が切れ、3回目の接種を受けたら直ちに有効になります。

○ ワクチンの種類及び接種場所

- 現在、3回目の接種はmRNAワクチン(ファイザー、モデルナ)で行われています。ただし、ヤンセンワクチン接種者のうち、2回目の接種(ブースター接種)をヤンセンワクチンで受けた場合は、最寄りの保健所までお問い合わせください。
- 健康保険に加入の有無にかかわらず、新型コロナの予防接種を行う医療機関または保健所で接種を受けることができます。

○ 予約方法

① 韓国で基本接種を終えた外国人

- 1) 登録外国人：基本接種の際と同様に、オンラインや電話で予約できます。
 - * オンライン予約：コロナ19予防接種事前予約システム(<https://ncvr.kdca.go.kr>)にアクセスし、本人認証後、予約
 - ** 電話予約：疾病管理庁コールセンター(☎1339)または地方自治体別の予約相談電話番号(<https://ncv.kdca.go.kr>にアクセス →「コロナ19予防接種の電話予約の運営状況」で確認)
- 2) 未登録外国人(不法滞在の外国人を含む)：基本接種の際、保健所から発行された臨時管理番号を利用して電話予約または接種機関(医療機関または保健所)を訪問して予約することができます。

② 海外で基本接種を終えた外国人(90日以下の短期在留の外国人を含む)

- 身分証明書を持参して最寄りの保健所を訪問し、臨時管理番号の発行を受け、海外接種履歴を登録した後、電話予約または接種機関(医療機関または保健所)を訪問し予約することができます。
 - * 登録外国人は臨時管理番号の発行が必要ありません。

※ 参考

- 個人に関する情報は予防接種の目的でのみ利用され、通報義務の免除制度により出入国・外国人官署に不法滞在の事実などは通報されません。
- その他の詳細内容については、疾病管理庁のコロナ19予防接種ホームページ(<https://ncv.kdca.go.kr>)を参考にしてください。



女性家族部



疾病管理庁